

第7回千葉市精神障害者卓球大会競技実施要領

- 1 組み合わせ等
男女の別に、参加選手が4名以上の場合はトーナメント形式とし、4名に満たない場合は、リーグ形式で行う。
- 2 競技用具
原則として主催者で用意する。ただしラケット、競技用屋内履き等については参加者が用意する。なお、JTТА（公益財団法人日本卓球協会）公認のものでなくてもよいものとする。
- 3 ナンバーカード（ゼッケン）
競技に参加する選手は、主催者が用意し、大会受付時に配布するナンバーカードを着用するものとする。
- 4 服装
JTТА（公益財団法人日本卓球協会）公認のものでなくてもよいものとする。
- 5 選手受付
13時から13時20分に千葉市ハーモニープラザ多目的ホール入口で行う。
- 6 開会式・表彰式
競技開始前に開会式を行い、競技終了後に表彰式を行うものとする。
表彰については男女別に1位から3位までの選手にメダルを授与し、4位以下の選手には敢闘賞を授与する。
なお、主催者は特段の事情がある場合、上記を中止することができる。
- 7 競技場内への入場
選手の付添を要する場合において、主催者が認めた者（介助者、手話通訳等）はその理由の範囲内に限り、競技場内に入場することができる。
なお、入場を認められた者は、競技役員及び主催者の指示に従い、選手の介助等を行うものとする。
- 8 異議申し立て
競技進行中に起きた競技者の行為又は順位の決定に関して異議がある場合は、書面（異議申立書）をもって、審判長に申し出ることができる。
なお、異議を申し出る期間は、この大会が閉会するまでとする。
- 9 荒天時等の取扱い
参加者に危険を及ぼす可能性がある場合を除き、実施する。
なお、競技実施の取扱いは、大会当日において主催者が決定する。
- 10 その他
この要領に定めのない事項については、別に定める。